

## 過剰木材在庫利用緊急対策事業！

6月15日発表された上記事業助成金は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた輸出の停滞等により、丸太・木材製品の在庫量増加等の、影響を生じていることを受け、公共施設(構造材、内装材)や公共の場に設置される外構部等における木材の活用を、(一社)全国木材組合連合会が支援するものです。

対象は、学校、保育園、病院、老人ホーム、駅、庁舎等の公共建築物木材利用促進法に基づく公共施設や、公園等の塀や柵、デッキ、遊具等、公共の用に供される物などです。

また、助成金を受けられる事業者は上記対象物件を施工する事業者です。従来の国による条件(JAS材使用)とは違い、幅広く、利用しやすい助成金です。

助成対象は①構造材、②内装材、③外構材に木材を使用する場合となっており、1事業者は①、②、③につき3件までは新築、増改築又は修繕等をする面積が10㎡以上の建物で、事業終了後5年以上、申請時の公共建築物等の用途を継続するもの。外構材は塀や柵は0.04㎡/m以上使用する。それ以外の外構施設(デッキ・遊具等)は0.2㎡以上で合計0.5㎡以上の木製品を使用すれば良い。ただし、外構施設の場合、使用部位によりK4、K3、保護塗料などの条件がある。

助成金の額は①構造材、延床面積に39,000円/㎡か、その工事を行うための構造材利用費(仮設工事費、基礎工事費、木工事費)の1/2の小さい額。②内装材、施工面積に12,000円/㎡か、内装材利用費の1/2の小さい額。③外構材、塀などの施工長さに付き17,500円/m、それ以外は100,000円/㎡等が支給されます。

滞留している輸出用原木の保管・運搬にも支援金があります。

(申請方法、支給金額等、詳しくは県林材協会へお問合せ下さい。099-267-5681)

### 【情報】

#### 鹿児島市事業継続支援資金の給付！

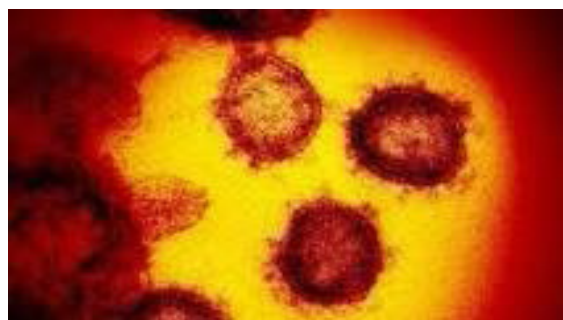
6月19日より鹿児島市の事業継続支援対象が全業種に拡大され、事業開始日の要件も緩和されました。2020年2月29日以前から鹿児島市内で事業を営み、今後も継続する意思がある全事業者で3月～5月のすべての月が前年同月日の売り上げ減少率が50%未満であり、いずれか1か月の減少額が20%以上～50%未満であれば最大30万円の給付が1回受けられます。8月31日までに申請しなければなりません。売上が50%以上減少の月がある場合は国の持続化給付金が最大200万円支給されます。

### 【定休日】

7月は4, 5, 11, 12, 18, 19, 25, 26日

8月は1, 2, 9, 13, 14, 15, 16, 23, 29, 30日となります

宜しくお願いします



(コロナウィルス)

(お問い合わせは、お客様サービス係の東野まで)